

普天間飛行場への米軍機等の配備計画に関する意見書

在沖米海兵隊は、6月初旬から海兵隊員170名とCH-53E型、AH-1Wヘリコプターそれぞれ4機を普天間飛行場に配備すると発表した。

当該配備計画が、当事者である本市や県に全く通知されなかつたことは極めて遺憾であり、6月14日現在、既に8機のうち7機が配備され、兵士170人の大半が到着したことも明らかになっている。

CH-53E型ヘリは、2004年に沖縄国際大学に墜落した機種と同機種であり、今年4月にも韓国で訓練中に墜落炎上する事故を起こしたばかりである。その事故原因や再発防止策の公表もなされない状況での今回の配備計画は、普天間飛行場の危険性の除去及び基地負担の軽減に逆行するものであり、新たな同飛行場の基地機能強化に対し、憤激に堪えないものである。

本来、普天間飛行場を移設するという日米両政府の合意は、同飛行場の危険性の除去が原点であり、17年もの間その危険性が放置され続けてきた宜野湾市民にとって、昨年10月から強行配備されたMV-22オスプレイに加え、さらなる基地機能の強化及び固定化につながるCH-53E型ヘリ等の追加配備は、いかなる方策を講じようとも、断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、普天間飛行場の極めて危険な実情にかんがみ、市民・県民の生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、日米両政府に対し、今回の追加配備に断固反対する意を強く訴え、下記事項について要請する。

記

1. 普天間飛行場の基地機能強化及び固定化につながる米軍機等の再配備を即時中止すること。
2. MV-22オスプレイを即時撤去し、新たな配備計画を撤回すること。
3. 普天間飛行場を即時閉鎖し、早期返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条に規定により意見書を提出する。

平成25年6月24日

沖縄県宜野湾市議会

宛先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長